

日本赤十字広島看護大学利益相反マネジメント委員会規程

(平成25年7月23日経営会議決定)

(令和7年3月11日経営会議改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、日本赤十字広島看護大学組織分掌規程第19条、日本赤十字広島看護大学利益相反マネジメントポリシー「以下、「ポリシー」という。」「5 利益相反マネジメント体制」、及び日本赤十字広島看護大学利益相反マネジメント規程（以下、「マネジメント規程」という。）第6条の規定に基づき設置する日本赤十字広島看護大学利益相反マネジメント委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は次の事項について審議、または実施する。

- (1) 利益相反マネジメントに係る施策の企画立案、及び実施に関する事項
- (2) 利益相反に係る調査に関する事項
- (3) 教職員等の利益相反に係る審査に関する事項
- (4) 利益相反マネジメントポリシーに関する事項
- (5) 研究インテグリティに関する事項
- (6) その他利益相反マネジメントに関する事項

(組織)

第3条 委員会に委員長及び委員を置く。

- 2 委員長及び委員は、経営会議の議を経て学長が決定する。
- 3 なお、委員は、外部の有識者を含むものとする。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。
- 3 委員会の委員がやむを得ない事由により欠席するときは、委員長が指名した者が代理出席することができる。
- 4 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 6 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴く事ができる。

(審議結果の報告)

第6条 委員長は、委員会において審議した結果を学長に報告しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局財務課において処理する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、経営会議の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月30日赤学第432号）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則において、配偶者とは、法的婚姻関係にある者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び同性のパートナーをいうものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。